

京都スタジアム(仮称)検討特別委員会委員長報告 (H 2 8 . 9 . 2 9)

京都スタジアム(仮称)検討特別委員会に付託されました、議第 1 号議案 亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北土地区画整理事業組合用地買収についての住民投票に関する条例の制定について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

当該議案については、今定例会において議員 2 名から提案され、本会議での付託を経て、本特別委員会において審査を実施しました。

議案の主な内容は、京都府が建設を予定している京都スタジアム(仮称)の事業用地として、亀岡市が亀岡駅北土地区画整理事業組合用地を買収することの可否について、住民投票を実施し住民の意思を明らかにしようとするものです。

特別委員会の審査に際しては、発議者に出席を求め当該議案に係る説明を受けました。

その主な内容は、

- ・現段階で正確な情報を広く発信し、市民に本市の将来について考えてもらう機会とするものであること。
 - ・「投票結果の尊重」を規定しているが、住民投票の結果に議会及び市長の判断が拘束されるものではないと考えていること。
 - ・スタジアムに係る状況が大きく変わった中、市民の意思を把握する必要があること。
- の3点でありました。

その後、質疑、自由討議を含む審査を実施し、委員間で議論を深めました。

- その主な意見としては、
- ・住民投票の意義を考えると、その結果は重く受け止めるべきであり、また、議会制民主主義を鑑みると、住民投票は実施すべきではない。
 - ・スタジアムに関する内容は、現段階では未確定な部分が多く、それゆえに十分な情報が提供されておらず、投票の際に慎重な判断ができないため実施すべきではない。
 - ・市の財政状況を明らかにしたうえで住民投票を実施し、市民の意見を聴くべきである。
- といった内容でありました。

討論では、

住民投票を実施した場合、スタジアムに関する特別委員会を設置し議論していくこととした議会の意思に反し、市民から負託を受けた議員としての責任を果たすことができない。また、確実な情報が出された中で住民投票を実施しないと適正な結果が得られない恐れがある、という反対討論があり、

一方、スタジアム建設に係り、重大な変更がなされ、予算編成に入る前に市民の意思を問うべきである、という賛成討論がありました。

採決の結果は、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

最後に、市民の関心が非常に高く、本市の環境や経済・財政状況にも影響を与えうる京都スタジアム(仮称)に関する情報については、今後審査を継続する本特別委員会に対し、遅滞なくすべての情報を提供いただくことを改めて市長に望むものであります。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。